

## 茅ヶ崎市建設工事の入札に係る積算疑義申立てに関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、茅ヶ崎市が発注する建設工事に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が金額入り設計書の閲覧及び積算疑義申立てを行う場合の方法及び設計違算が生じた場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 金額入り設計書 予定価格を定めるために作成した金額及び数量を明示した設計図書等をいう。
- (3) 積算疑義 金額入り設計書を確認しなければ判明しない積算上の疑義をいう。
- (4) 設計違算 設計図書等における、単価の誤り、数量の誤り、費用の計上もれ、その他記載内容の誤り等により、予定価格に変更が生じる場合をいう（設計図書等における積算数量等の不整合は除く。）。
- (5) 入札参加者 積算疑義の対象となる入札に参加し、かながわ電子入札共同システム（以下、「電子入札システム」という。）又は書面により入札書を提出した者をいう。
- (6) 設計図書等 入札公告から入札開始前までに公表した、設計書類をいう。

### (疑義申立ての対象)

第3条 積算疑義申立て（以下、「疑義申立て」という。）は、本市が発注する建設工事に係る入札を対象とし、設計図書等についての積算疑義とする。ただし、不調又は中止となった入札は除くものとする。

### (疑義申立者)

第4条 疑義申立てのできる者は、当該建設工事の入札参加者のうち、金額入り設計書の閲覧を行った者に限る。

### (疑義申立て手続)

第5条 入札参加者は、電子入札システム又は書面による保留通知書の発行後から開札日の翌日の午後3時までの期間において、金額入り設計書閲覧請求書（第1号様式）を市長に提出することにより、金額入り設計書を契約検査課において閲覧することができる。

- 2 前項の規定による閲覧は、午前8時30分から午後5時までの間（午後0時から午後1時までを除く。）に限り、行うことができるものとする。ただし、開札日の翌日にあつては、午後3時までとする。
- 3 第1項の規定による閲覧を行った入札参加者は、積算疑義があると思料する場合、疑義申立書（第2号様式）を市長に提出することにより、開札日の翌日の午後3時までの間に限り、疑義を申し立てることができる。

### (疑義申立てとして取り扱わないもの)

第6条 前条の規定にかかわらず、疑義申立てが次に掲げるいずれかに該当するときは、疑義申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 疑義申立ての対象となる建設工事が特定できないもの
- (2) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (3) 入札前の公表された設計図書等により確認できるもの
- (4) 入札公告における質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
- (5) その他当該入札に関係がないもの

### (確認結果等の報告)

第7条 契約検査課長は、疑義申立てがあつた場合は、当該建設工事担当課長の長（以下、「工事担当課長」という。）に、疑義申立ての内容の確認を依頼するものとする。

- 2 工事担当課長は、前項の規定による依頼があつたときは、疑義申立事項確認等報告書により、疑義申立期間終了日の翌日午後5時までに契約検査課長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその期限までに確認を完了することが困難である場合には、その理由及び確認完了予定日時を契約検査課長に書面により報告しなければならない。

(確認結果等の回答)

第8条 契約検査課長は、疑義申立てを行った者に対し、疑義申立期間終了日から起算して4日後に当該疑義申立てに対する確認結果を疑義申立事項確認結果回答書により回答するものとする。この場合において、回答は原則として工事担当課職員の立会いのもと行う。

2 契約検査課長は、前条第2項ただし書に定める報告がなされた場合には、疑義申立てを行った者に対し、工事担当課長より、疑義申立事項確認等報告書による報告があった日から起算して3日後に当該疑義申立てに対する確認結果を疑義申立事項確認結果回答書により回答するものとする。

(疑義申立てへの対応)

第9条 疑義申立てがあった入札の取扱いは、次の各号のとおりとする。

(1) 第6条の規定により疑義申立てとして取扱わなかった場合は、当該入札事務を続行する。

(2) 疑義申立てにより金額入り設計書に誤りが確認できなかった場合は、当該入札事務を続行する。

(3) 疑義申立てにより金額入り設計書に誤りが判明した場合で、設計金額と設計違算を補正して設計し直した消費税及び地方消費税を含む額の差額が設計金額の1パーセント以内で、落札候補者に変更が生じない場合は、当該入札事務を続行する。この場合、契約は落札金額で締結し、必要がある場合は、後日、設計違算を補正して設計した設計金額に落札率を乗じた金額で変更契約を締結する。ただし、落札候補者に変更が生じない場合であっても、落札候補者より辞退届(第3号様式)が市長に提出された場合は、当該入札を中止する。

(4) 前号の規定にかかわらず、設計違算により入札の公平性が損なわれると判断される場合には、当該入札を中止とする。当該判断は、工事担当課長と契約検査課長とが協議して行うものとする。

(5) 疑義申立てにより設計違算が原因で落札候補者に変更が生じる場合は、当該入札を中止する。

2 疑義申立てにより金額入り設計書に設計違算が判明した場合は、入札参加者に設計違算の内容及び当該入札の効力について速やかに通知する。

3 第1項第3号、第4号又は第5号の規定により、入札を中止した場合、落札候補者等に対する説明は、必要に応じて、工事担当課職員の立ち会いのもと行う。

(疑義申立てへの結果の公表)

第10条 契約検査課長は、疑義申立てへの確認及び対応の結果について、市のホームページで公表するものとする。

(期間の算定)

第11条 この要領に基づく疑義申立ての手續に係る期間の算定については、茅ヶ崎市の休日を定める条例(平成元年茅ヶ崎市条例第3号)第1条第1項に規定する休日は算入しない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、施行日以降に公告又は指名する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月12日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

金額入り設計書閲覧請求書

次の工事の入札に係る金額入り設計書の閲覧を請求します。

1 整理番号

2 工事件名

3 開札日

※ 当該閲覧請求書の提出にあつては、保留通知書を添付すること。

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

疑義申立書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算疑義を申し立てます。

- 1 整理番号
- 2 工事件名
- 3 開札日
- 4 申立内容及び理由

※ 申立内容は、具体的に記載してください。

第3号様式(第9条関係)

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

辞退届

私は、 年 月 日開札の「 」  
について、契約の締結を望みません。

なお、本入札について、一切異議を申し立てません。